

組合の概要

- (1) 名称：SPC共済協同組合
- (2) 所在地：東京都渋谷区広尾1丁目1番33号
- (3) 設立年月日：平成20年4月28日
- (4) 根拠法：中小企業等協同組合法
- (5) 理事長：山岸 寛士
- (6) 職員数：役員14名、職員3名
- (7) 組合員数：1,734名（令和4年4月時点）
- (8) 地区：全国
- (9) 組合員の要件：小規模の事業者（個人又は法人）
- (10) 組合員の資格に定める事業：理容業、美容業、エステティック業、ネイルサービス業

事業の概要

○実施している事業：

- (1) 組合員のためにする生命傷害共済事業
 - ・ 組合員たる事業者に対し、死亡・傷害・病気等の事故による経済的損失を補うための共済事業を実施
 - ・ 契約期間1年ごとの自動更新
- (2) 組合員のためにする福利厚生事業
- (3) 組合員のためにする損害保険代理事業
- (4) 前号の事業に附帯する事業

○契約保有件数：2,847件 ○総資産額：87,026,472円

○受入共済掛金：102,924,470円 ○支払共済金：44,559,275円

監督体制

○行政庁の監督状況

- ・ 毎年度、厚生労働省に事業報告書等を提出するよう求め、「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」等に基づいて適切に事業が行われているか確認している。
- ・ 法令に違反する等の疑いがあれば、中小企業等協同組合法等に基づき、必要な報告徴収、指導等を実施。

○会計経理管理

- ・ 組合において税理士に依頼し、月次で収支を管理している。内部コストを削減しながら、収益が上がった場合は、内部留保し、不測の事態があった場合に備えている。

顧客本位の業務運営に関する取組状況

○営業方針

- ・ 職員に対して新規契約獲得のためのノルマは課していない。職員の業績評価は、契約件数を指標とする評価体系としていない。
- ・ 20年近く続いている共済として、組合員が一定数おり、組合員と信頼関係を構築して、安定的・健全な運営を行っている。

○研修、相談体制

- ・ 役員・職員や共済代理店を対象として、定期的なコンプライアンス勉強会を実施している。
- ・ 職員や組合員は、提携している顧問弁護士や社会保険労務士に相談できる体制を確保している。